



週間情報



No.0614

発行日 令和6年4月9日

発行所 全国消防長会

一般財団法人全国消防協会

担当 企画部企画課 03-3234-1321

消防本部の動き

行事

◆ 無人航空機（ドローン）の寄贈式を実施

平塚市消防本部（神奈川県）

平塚市消防本部では、令和6年3月22日（金）、相模石油株式会社から、無人航空機（ドローン）の寄贈を受けたことから、寄贈式を実施しました。

この寄贈は、「会社創立100周年を記念し、社会貢献活動の一環として、市民の安全・安心に寄与する資機材を寄付したい。」という同社からの申し出を受けて実現したものです。

寄贈品は、赤外線カメラを装備しており、捜索救助活動や火災現場において、消防隊員などの活動支援・二次災害防止などで効果が発揮され、部隊運用が効率化されるものと期待されます。

今後は、無人航空機の運用体制を整備し、災害対応能力の向上に努めてまいります。



【寄贈式後の記念撮影】

◆ 「119番回線不通時における広報に関する協定」を締結

豊田市消防本部（愛知）

豊田市消防本部では、令和6年3月22日（金）、ひまわりネットワーク株式会社およびエフエムとよた株式会社と、「119番回線不通時における広報に関する協定」を締結しました。

この協定締結により、指令システムの障害などで119番通報が不通となった場合に、地元放送局へ緊急放送などを依頼し、CATVやラジオ放送などを通じて、その旨を市民に周知することが可能となりました。

今後も、必要な情報を適切に発信し、市民の安全・安心の確保に努めてまいります。



【締結式後の記念撮影】

◆ 新庁舎の竣工式を挙

蒲郡市消防本部（愛知）

蒲郡市消防本部では、令和6年3月22日（金）、蒲郡市消防署西部出張所新庁舎の竣工式を挙

行しました。

この庁舎は、近年における救急件数の増加、職員の若年化などの動向に伴い、訓練棟を併設したほか、各種会議や救急講習などが実施できるよう会議室を設けました。

また、仮眠室を個室化し、トイレ・浴室を備えた女性専用エリアを設けるなど、女性消防職員にも配慮した職場環境となっています。

今後も、住民の安全・安心のため、万全を期してまいります。



【竣工式の様子】



【新庁舎】

訓練

◆ 国際消防救助隊総合訓練を実施

柏市消防局（千葉）

柏市消防局では、令和6年3月14日（木）、柏市消防訓練センターにおいて、国際消防救助隊登録・予備隊員と特別救助隊員を対象として、国際消防救助隊総合訓練を実施しました。

当日は、災害派遣から現地活動までを想定して、ブリーチング、ショアリング、CSRなど被災地で必要とされる搜索救助活動を実施し、災害対応能力の向上を図りました。

今後も、社会の安全・安心の確保のため、高い使命感を持って災害対応能力の向上に努めてまいります。



【訓練の様子】

◆ 泥濘地対応訓練を実施

倉敷市消防局（岡山）

倉敷市消防局では、令和6年3月13日（水）、14日（木）の2日間、管内の砕石工場敷地内において、泥濘地対応訓練を実施しました。

訓練に当たり、同工場を所有する砕石業者に泥濘地現場を再現していただいたことで、災害対応能力の向上を図ることができました。

今後も民間企業にご協力いただき、災害現場を再現した環境で訓練を行い、さらなる災害対応能力の向上に努めてまいります。



【訓練の様子】

◆ 「内部進入時の安全管理を考える会」を実施

高知市消防局（高知）

高知市消防局では、令和6年3月22日（金）、高知県消防学校において、小隊指揮をする立場の職員を対象に、「内部進入時の安全管理を考える会」を実施しました。

この訓練は、「自分たちの身の守り方は自分たちで考える。」を主眼とし、火災現場での受傷事故ゼロを目的として実施したものです。

当日は、訓練前に参加者間で火災現状の課題を共有した後、不測の事態を起こさないために、「自分たちの身を守るルールを決める。」「対処方法を考えやってみる。」「署所でやるべき訓練とやめるべき訓練を考える。」の3つの目標を掲げ、より火災現場に近い環境下において訓練を実施しました。

今後も、この訓練を生かして、安全管理を徹底した活動に努めてまいります。



【訓練の様子】

◆ 指導救命士による公開救急シミュレーション訓練を実施

田川地区消防本部（福岡）

田川地区消防本部では、令和6年3月25日（月）、指導救命士による公開救急シミュレーション訓練を実施しました。

当消防本部では、指導救命士が中心となり、救急業務における教養・訓練などの企画立案・検証を行っています。

当日は、1隊3人で編成した指導救命士が、脳血管障害、心疾患を想定したシミュレーション訓練をブラインドで実施しました。

また、管内の4病院の医師、看護師、看護スタッフ計8人と、近隣の3消防本部の指導救命士を含む職員6人にご参観いただき、訓練後の検討会でご講評をいただいで、全救急隊員の能力向上を図ることができました。

今後も各種訓練を継続し、住民の安全・安心の確保に努めてまいります。



【シミュレーション訓練の様子】



【検討会の様子】

研 修

◆ 幹部職員・中堅職員を対象としたコーチング研修会を実施

久慈広域連合消防本部（岩手）

久慈広域連合消防本部では、令和6年3月12日（火）、13日（水）の2日間、幹部職員・中堅職員を対象としたコーチング研修会を実施しました。

この研修会は、全職員が働きやすい職場環境の向上を図ることを目的として実施したものです。

当日は、約50人の職員が参加し、ワッツ・ビジョンの笹崎久美子氏を講師にお招きして、コーチングの基礎知識から実践応用までについて、ご講義いただきました。

今後も、全職員が働きやすい職場環境の構築に努めてまいります。



【研修会の様子】

◆ 火災調査研修会を実施

横手市消防本部（秋田）

横手市消防本部では、令和6年3月18日（月）、火災調査研修会を実施しました。

この研修会は、関係者への接遇要領、火災調査の手順や見分要領、調査資器材の活用要領について学び、火災調査技術の向上を図ることを目的として実施したものです。

当日は、火災（ぼや火災）鎮火後を再現し、火災原因究明のための発掘、分解鑑識実習を行い、出火原因について発表しました。

今後も同研修会を継続し、火災調査技術の向上に努めてまいります。



【研修会の様子】

◆ 昇任者を対象とした火災調査研修を実施

高崎市等広域消防局（群馬）

高崎市等広域消防局では、令和5年6月23日（金）から令和6年3月19日（火）までのうち6日間、消防士長昇任者を対象とした火災調査研修を実施しました。

この研修は、今後、火災調査の主担当となる職員の育成を目的として実施したものです。

期間中は、火災調査に関する座学や電気実験実習、模擬家屋実習などの調査実習を行った後、研修者全員が調査結果を発表しました。

研修者から、「火災調査の主担当になったことがないため、この研修で基礎から学ぶことができた。」「火災調査の進め方が分かった。」などの感想を聞くことができました。

今後も同研修を継続し、火災調査に対する意識の高揚に努めてまいります。



【座学の様子】



【調査実習の様子】

その他

◆ 「大分市消防団員育成ガイドライン」を策定

大分市消防局（大分）

大分市消防局では、令和6年3月21日（木）、「大分市消防団員育成ガイドライン」を策定し、当市の公式ホームページに公開しました。

このガイドラインは、多くの消防団員が被雇用者という現状を踏まえ、限られた時間の中でも実践的な訓練が実施できるよう策定したものです。

今後、策定したガイドラインを活用して、消防団員と気軽に学べる風通しの良い環境を構築するとともに、住民の安全確保に努めてまいります。



【ガイドラインの表紙】



【ホームページの二次元コード】

◆ 「舎人公園千本桜まつり」で消防広報を実施

東京消防庁（東京）

東京消防庁西新井消防署では、令和6年3月23日（土）、24日（日）の2日間、足立区舎人公園で開催された「舎人公園千本桜まつり」において、消防広報を実施しました。

当日は、消防団員と連携し、VR防災体験車の体験、スーパーアンビュランスの内部見学、初期消火訓練、ミニ防火衣を着装しての写真撮影などを実施し、多くの家族連れにお楽しみいただきました。

また、来場者に防火・防災に関する広報チラシを配布し、幅広い世代の方に広報することができました。

来場者から、「さまざまな防災体験ができて良かった。また来年も来ます。」という声が聞かれました。



【消防広報の様子】

国等の動き

消防庁通知等

◆ 「違反処理標準マニュアル」の改正について（通知）

（消防予第149号、令和6年3月26日）

消防庁予防課長から各都道府県消防防災主管部長あてに通知が発出されましたので、お知らせします。

消防法（昭和23年法律第186号。以下「法」という。）に基づく立入検査及び違反処理については、「立入検査標準マニュアル・違反処理標準マニュアル」を参考に運用していただいているところ。

—以下省略—

○ 全文は、消防庁ホームページ

(<https://www.fdma.go.jp/laws/tutatsu/items/eb7b31f14a783376d0d6665e6bbc52c2c7f150de.pdf>)
に掲載されています。

◆ 住宅用火災警報器等の配布モデル事業への協力について

(事務連絡、令和6年3月27日)

消防庁予防課から各都道府県消防防災主管課、東京消防庁・政令指定都市消防本部あてに事務連絡が発出されましたので、お知らせします。

標記について、一般社団法人全国消防機器協会から事業の実施に係る協力依頼がありました。
(別紙参照)

本事業は、消防庁が実施している「住宅防火・防災キャンペーン（実施期間9月1日～9月21日）」にあわせて実施されるもので、高齢者等世帯に対し無料で住宅用火災警報器等を配布する事業です。（別紙省略）

—以下省略—

- 全文は、消防庁ホームページ

(https://www.fdma.go.jp/laws/tutatsu/items/240327_yobou_1.pdf) に掲載されています。

【担当】

消防庁予防課予防係 泉・村松

電話：03-5253-7523

E-mail: j.muramatsu@soumu.go.jp

◆ 消防水利の基準の一部改正に係る運用について

(消防消第88号、厚生水発0327第7号、令和6年3月27日)

総務省消防庁消防・救急課長、厚生労働省健康・生活衛生局水道課長から各都道府県消防防災主管部（局）長、東京消防庁・各指定都市消防長、各都道府県水道行政担当部（局）長、厚生労働大臣認可水道事業者あてに通知が発出されましたので、お知らせします。

消防水利の基準の一部を改正する件（令和5年消防庁告示第19号）の公布については、「消防水利の基準の一部を改正する件の公布について」（令和5年12月25日付け消防消第426号）及び「消防水利の基準の一部改正について」（令和5年12月25日付け厚生労働省健康・生活衛生局水道課事務連絡）により通知したところですが、その運用に当たっては、下記事項に御留意いただきますようお願いいたします。

—以下省略—

- 全文は、消防庁ホームページ

(<https://www.fdma.go.jp/laws/tutatsu/items/syoukyu060327.pdf>) に掲載されています。

【問合せ先】

[総務省消防庁 消防・救急課 警防係]

藤江消防水利専門官、神戸係長、小泉事務官

電話：03-5253-7522

E-mail: keibou@ml.soumu.go.jp

[厚生労働省 健康・生活衛生局水道課] ※

草川、遠藤、辺見

電話：03-3595-2368（直通）

E-mail: suidougi.jutsu@mhlw.go.jp

※令和6年4月1日より、国土交通省水管理・国土保全局水道事業課に移管されます。

◆ **全国瞬時警報システムと連携する情報伝達手段の多重化の推進について（通知）**

（消防国第33号、消防運第17号、消防情第102号、令和6年3月27日）

消防庁国民保護・防災部国民保護室長、国民保護運用室長、防災情報室長から各都道府県防災・国民保護担当部局長あてに通知が発出されましたので、お知らせします。

平素から、全国瞬時警報システム（以下「Jアラート」という。）の運用及び整備に御協力いただき、厚く御礼申し上げます。

近年、令和6年1月の能登半島地震等の大規模な自然災害が度々発生するとともに、北朝鮮によるミサイル発射事案が頻発するなど、我が国を取り巻く環境は非常に厳しさを増しています。このため、一人でも多くの住民に必要な情報が瞬時に伝達できるよう、Jアラートと連携する情報伝達手段の多重化（以下「Jアラート連携手段の多重化」という。）が一層重要な課題となっており、これまで、「全国瞬時警報システムの情報伝達手段の多重化の推進について」（令和4年3月9日付け消防国第46号・消防運第13号・消防情第136号）等により御協力をお願いしているところです。

—以下省略—

○ 全文は、消防庁ホームページ

(https://www.fdma.go.jp/laws/tutatsu/items/240328_kokuho_1.pdf) に掲載されています。

【連絡先】《Jアラート連携手段の多重化について》

消防庁国民保護・防災部国民保護室・国民保護運用室
関根係長、吉田、吉井、岸、佐藤

電話：03-5253-7551 電子メール：renraku-jalt@soumu.go.jp

《地方財政措置（1）及び（2）について》

消防庁防災情報室 荷見、山口、工藤

電話：03-5253-7526 電子メール：bgm-boujo@m1.soumu.go.jp

《地方財政措置（3）について》

消防庁国民保護・防災部国民保護室 山本

電話：03-5253-7550 電子メール：m10.yamamoto@soumu.go.jp

◆ **車載用リチウムイオン蓄電池の貯蔵に係る運用の改正について**

（消防危第55号、令和6年3月28日）

消防庁危険物保安室長から各都道府県消防防災主管部長、東京消防庁・各指定都市消防長あてに通知が発出されましたので、お知らせします。

関係団体による実験結果等を踏まえ、「車載用リチウムイオン蓄電池の貯蔵に係る運用について」（令和4年12月26日付け消防危第295号）について別紙のとおり改正することとしたので、十分配慮されるようお願いいたします。（別紙省略）

—以下省略—

○ 全文は、消防庁ホームページ

(<https://www.fdma.go.jp/laws/tutatsu/items/695d0b7f61045dd0114c69fa660b4d9b09d5a59d.pdf>) に掲載されています。

◆ 土砂災害に対する防災訓練の実施について（依頼）

（消防災第67号、国水砂第367号、令和6年3月28日）

消防庁国民保護・防災部防災課長、国土交通省水管理・国土保全局砂防部砂防計画課長から都道府県防災主管部（局）長、都道府県砂防主管部（局）長あてに通知が発出されましたので、お知らせします。

防災行政の推進に御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、令和5年度においても、台風第13号等で土砂災害が発生するなど、全国各地で土砂災害が発生し、死傷者を伴う被害も発生しました。

—以下省略—

- 全文は、消防庁ホームページ

(https://www.fdma.go.jp/laws/tutatsu/items/240328_bousai_1.pdf) に掲載されています。

担 当：消防庁国民保護・防災部防災課
課長補佐 福原、防災調整係長 遠矢
電話：03-5253-7525 FAX：03-5253-7535

国土交通省水管理・国土保全局
砂防部砂防計画課 地震・火山砂防室
企画専門官 竹島、地震対策係長 鈴木
電話：03-5253-8468 FAX：03-5253-1610

◆ 消防用設備等の技術基準や危険物施設の技術基準に関する行政指導指針の策定及び公表の状況等に関する調査（第2回）の結果について（通知）

（消防予第168号、消防危第76号、令和6年3月29日）

消防庁予防課長、危険物保安室長から各都道府県消防防災主管部長、東京消防庁・各指定都市消防長あてに通知が発出されましたので、お知らせします。

「消防用設備等の技術基準や危険物施設の技術基準に関する行政指導指針の策定及び公表の状況等に関する調査（第2回）について」（令和6年1月31日付け消防予第45号・消防危第16号）により実施した調査の結果について、別紙1から別紙3までのとおり、とりまとめましたので、お知らせします。（別紙1から別紙3まで省略）

—以下省略—

- 全文は、消防庁ホームページ

(https://www.fdma.go.jp/laws/tutatsu/items/240329_yobou_168-kiho_76.pdf) に掲載されています。

◆ **消防法施行規則及び排煙設備に代えて用いることができる必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令の一部を改正する省令等の公布について**

(消防予第120号、令和6年3月29日)

消防庁次長から各都道府県知事、各指定都市市長あてに通知が発出されましたので、お知らせします。

消防法施行規則及び排煙設備に代えて用いることができる必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令の一部を改正する省令(令和6年総務省令第25号。以下「改正省令」という。)、平成元年消防庁告示第四号等の一部を改正する件(令和6年消防庁告示第6号。以下「改正告示6号」という。))及び防火上有効な措置が講じられた壁等の基準(令和6年消防庁告示第7号。以下「7号告示」という。))が令和6年3月29日に公布されました。

—以下省略—

- 全文は、消防庁ホームページ

(https://www.fdma.go.jp/laws/tutatsu/items/240329_yobo120.pdf) に掲載されています。

◆ **消防法施行令の一部を改正する政令等の運用について(通知)**

(消防予第155号、令和6年3月29日)

消防庁予防課長から各都道府県消防防災主管部長、東京消防庁・各指定都市消防長あてに通知が発出されましたので、お知らせします。

消防法施行令の一部を改正する政令(令和6年政令第7号。以下「改正政令」という。))が令和6年1月17日に公布されました。また、消防法施行規則及び排煙設備に代えて用いることができる必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令の一部を改正する省令(令和6年総務省令第25号。以下「改正省令」という。))及び防火上有効な措置が講じられた壁等の基準(令和6年消防庁告示第7号。以下「壁等基準」という。))が令和6年3月29日に公布されました。

—以下省略—

- 全文は、消防庁ホームページ

(https://www.fdma.go.jp/laws/tutatsu/items/240329_yobou1.pdf) に掲載されています。

◆ **「令8区画及び共住区画を貫通する配管等に関する運用について(通知)」の一部改正について**

(消防予第156号、令和6年3月29日)

消防庁予防課長から各都道府県消防防災主管部長、東京消防庁・各指定都市消防長あてに通知が発出されましたので、お知らせします。

消防法施行令の一部を改正する政令(令和6年政令第7号)による改正前の消防法施行令(昭和36年政令第37号)第8条に規定する開口部のない耐火構造の床又は壁の区画(以下「令8区画」という。))を貫通する配管及び当該貫通部(以下「配管等」という。))の運用については、「令8区画及び共住区画を貫通する配管等に関する運用について」(平成19年10月5日消防予第344号。以下「344号通知」という。))により通知しているところです。

—以下省略—

- 全文は、消防庁ホームページ

(https://www.fdma.go.jp/laws/tutatsu/items/240329_yobou2.pdf) に掲載されています。

◆ **消防用設備等の試験基準及び点検要領並びに防火対象物点検の点検要領の一部改正について（通知）**

（消防予第157号、令和6年3月29日）

消防庁予防課長から各都道府県消防防災主管部長、東京消防庁・各指定都市消防長あてに通知が発出されましたので、お知らせします。

令和4年6月17日に公布された「脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律」（令和4年法律第69号）による建築基準法（昭和25年法律第201号）の改正を踏まえ、消防用設備等に関する技術基準について、消防法施行令（昭和36年政令第37号）等の改正を行ったところです。

—以下省略—

○ 全文は、消防庁ホームページ

(https://www.fdma.go.jp/laws/tutatsu/items/20240329_yobou3.pdf) に掲載されています。

◆ **消防用設備等に係る通知の改正について（通知）**

（消防予第158号、令和6年3月29日）

消防庁予防課長から各都道府県消防防災主管部長、東京消防庁・各指定都市消防長あてに通知が発出されましたので、お知らせします。

令和4年6月17日に公布された「脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律」（令和4年法律第69号）による建築基準法（昭和25年法律第201号）の改正を踏まえ、消防用設備等に関する技術基準について、消防法施行令（昭和36年政令第37号）等の改正を行ったところです。

—以下省略—

○ 全文は、消防庁ホームページ

(<https://www.fdma.go.jp/laws/tutatsu/items/6a6bd3903050789c0c8b2d8b7a9ddd67d84c30d8.pdf>) に掲載されています。

◆ **顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所における条件付自動型AIシステムの導入に向けた実証実験の実施について**

(消防危第75号、令和6年3月29日)

消防庁危険物保安室長から各都道府県消防防災主管部長、東京消防庁・各指定都市消防長あてに通知が発出されましたので、お知らせします。

消防庁では、石油連盟と連携し、顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所（以下「セルフ給油取扱所」という。）における給油の許可及び監視（以下「給油許可監視」という。）の支援を行うAIシステムについて「危険物施設におけるスマート保安等に係る調査検討会」（以下「検討会」という。）において検討しており、令和4年度の検討会の結論を踏まえ、「顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所において給油の許可の判断に資する情報を従業員へ提供するAIシステムの導入に係る留意事項について」（令和5年5月15日付け消防危第124号）により、「セルフ給油取扱所において給油の許可の判断に資する情報を従業員へ提供するAIシステム」（以下「情報提供型AIシステム」という。）の導入に係る留意事項を通知したところです。

—以下省略—

- 全文は、消防庁ホームページ

(<https://www.fdma.go.jp/laws/tutatsu/items/6823e1ff87bb380c0eb3cd246d8689f10512ded9.pdf>) に掲載されています。

(問い合わせ先)
消防庁危険物保安室
担当：北中、瀬濤、日下、渥美
TEL：03-5253-7524
E-mail：fdma.hoanshitsu@soumu.go.jp

◆ **屋内貯蔵所において電気機械器具等を使用する場合の運用について**

(消防危第80号、令和6年3月29日)

消防庁危険物保安室長から各都道府県消防防災主管部長、東京消防庁・各指定都市消防長あてに通知が発出されましたので、お知らせします。

IoT機器等が火花を発生する機械器具等に該当する場合は、危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号。以下「政令」という。）第24条第13号に規定する「可燃性の液体、可燃性の蒸気若しくは可燃性のガスがもれ、若しくは滞留するおそれのある場所又は可燃性の微粉が著しく浮遊するおそれのある場所」では使用できないこととされています。

—以下省略—

- 全文は、消防庁ホームページ

(<https://www.fdma.go.jp/laws/tutatsu/items/0329jouki.pdf>) に掲載されています。

(問い合わせ先)
消防庁危険物保安室
担当：北中、日下、瀬濤、渥美
TEL：03-5253-7524
E-mail：fdma.hoanshitsu@soumu.go.jp

◆ **市町村の消防の広域化に関する基本指針の一部改正について（通知）**

（消防消第92号、令和6年3月29日）

消防庁長官から各都道府県知事、各指定都市市長あてに通知が発出されましたので、お知らせします。

平素より、消防防災行政の推進につきまして、格別の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

市町村の消防の広域化に関する基本指針の一部を改正する件（令和6年消防庁告示第8号。以下「改正告示」という。）が、別添のとおり告示されましたので通知します。（別添省略）
—以下省略—

- 全文は、消防庁ホームページ

(https://www.fdma.go.jp/laws/tutatsu/items/r060329_syosyo92.pdf) に掲載されています。

消防庁消防・救急課

担 当：稲垣課長補佐、谷川係長、中村事務官

電 話：03-5253-7522

E-mail：keibou@ml.soumu.go.jp

◆ **消防の広域化及び連携・協力の推進に係る地方財政措置について（通知）**

（消防消第96号、令和6年3月29日）

消防庁消防・救急課長から各都道府県消防防災主管部（局）長あてに通知が発出されましたので、お知らせします。

市町村の消防の広域化に関する基本指針の一部を改正する件（令和6年消防庁告示第8号）が本日告示され、令和6年4月1日に施行されることに伴い、消防の広域化及び連携・協力の推進に係る地方財政措置について、令和6年度より、これまでの取組に加え、ソフト・ハードの両面から新たな措置を講ずることとしました。

—以下省略—

- 全文は、消防庁ホームページ

(https://www.fdma.go.jp/laws/tutatsu/items/r060329_syosyo96.pdf) に掲載されています。

消防庁消防・救急課

担 当：稲垣課長補佐、谷川係長、中村事務官

電 話：03-5253-7522

E-mail：keibou@ml.soumu.go.jp

◆ 緊急時メンタルサポートチーム派遣要綱の改正について（通知）

（消防消第97号、令和6年3月29日）

消防庁消防・救急課長から各都道府県消防防災主管部（局）長あてに通知が発出されましたので、お知らせします。

平素から、消防行政の推進に御尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

消防庁では、大規模災害、特殊災害又は多数の死傷者を生じた災害等が発生した場合において、発災地の消防本部等の惨事ストレス対策を支援するため、平成15年度に、「緊急時メンタルサポートチーム派遣要綱（平成15年5月27日付け消防消第104号）（以下「派遣要綱」という。）」を定め、これに基づき、精神科医や臨床心理士などの専門家等からなる「緊急時メンタルサポートチーム」の派遣制度を運用しているところですが、別紙のとおり、派遣要綱を改正いたしました。

（別紙省略）

—以下省略—

○ 全文は、消防庁ホームページ

（https://www.fdma.go.jp/laws/tutatsu/items/240329_syoukyu_97.pdf）に掲載されています。

消防庁消防・救急課
職員第一係 松本、布施
電話：03-5253-7522
E-mail：shokuin@soumu.go.jp

◆ 女性消防吏員の活躍推進に向けた取組の更なる推進について

（消防消第98号、令和6年3月29日）

消防庁消防・救急課長から各都道府県消防防災主管部（局）長、東京消防庁・各指定都市消防長あてに通知が発出されましたので、お知らせします。

消防本部における女性消防吏員の活躍推進に係る取組については、「消防本部における女性消防吏員の更なる活躍に向けた取組の推進について」（平成27年7月29日付け消防消第149号消防庁次長通知。以下「次長通知」という。）により、積極的に実施していただいているところです。

—以下省略—

○ 全文は、消防庁ホームページ

（https://www.fdma.go.jp/laws/tutatsu/items/240329_syoukyu_98.pdf）に掲載されています。

消防庁消防・救急課
職員第一係 松本・三浦
電 話 03-5253-7522（直通）
E-mail shokuin@soumu.go.jp

◆ **市町村の消防の連携・協力の基本指針の一部改正について（通知）**

（消防消第93号、令和6年4月1日）

消防庁長官から各都道府県知事、各指定都市市長あてに通知が発出されましたので、お知らせします。

市町村の消防の広域化の基本指針の一部を改正する件（令和6年消防庁告示第8号。以下「改正告示」という。）が令和6年3月29日に告示され、本日施行されたことに伴い、「市町村の消防の連携・協力に関する基本指針」の一部について別添資料のとおり改正しました。（別添省略）
—以下省略—

- 全文は、消防庁ホームページ

https://www.fdma.go.jp/laws/tutatsu/items/r060401_syosyo93.pdf）に掲載されています。

消防庁消防・救急課

担 当：箕打課長補佐、小山係長、中村事務官

電 話：03-5253-7522

E-mail：keibou@ml.soumu.go.jp

◆ **児童福祉法の一部を改正する法律の施行に伴う児童福祉施設に係る消防法令上の取扱いについて（通知）**

（消防予第162号、令和6年4月1日）

消防庁予防課長から各都道府県消防防災主管部長、東京消防庁・各指定都市消防長あてに通知が発出されましたので、お知らせします。

児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年法律第66号）により、児童福祉法（昭和22年法律第164号）が改正され、令和6年4月1日から施行されることとなりました。
—以下省略—

- 全文は、消防庁ホームページ

<https://www.fdma.go.jp/laws/tutatsu/items/d4bbc3f896d993af7910db2f234a49a0911cfbc0.pdf>）に掲載されています。

消防庁予防課

担当：明田、西田、加藤

電話：03-5253-7523

MAIL：yobo@soumu.go.jp

報道発表

◆ **危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令（案）に対する意見公募**

（令和6年3月27日、消防庁）

消防庁は、危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令（案）について、令和6年3月28日（木）から令和6年4月26日（金）までの間、意見を公募します。

—以下省略—

- 全文は、消防庁ホームページ

<https://www.fdma.go.jp/pressrelease/houdou/items/b5eb54354f4e58214ede9ad50b7cd0c99257f0a1.pdf>）に掲載されています。

（事務連絡先）

消防庁予防課危険物保安室 早川補佐、水野

TEL 03-5253-7524（直通）

E-mail：fdma.hoanshitsu_atmark_soumu.go.jp

※スパムメール対策のため、「@」を「_atmark_」と表示しております。送信の際には「@」に変更してください。

◆ 地方公共団体における業務継続計画・受援計画策定状況の調査結果

(令和6年3月27日、内閣府(防災担当)、消防庁)

消防庁及び内閣府では、令和5年度において、地方公共団体における業務継続計画・受援計画の策定状況(令和5年6月1日現在)について調査を実施し、これを取りまとめましたので公表します。

—以下省略—

- 全文は、消防庁ホームページ

(<https://www.fdma.go.jp/pressrelease/houdou/items/1928a01f64379c0f8c9f7fef0977e66d5f447c34.pdf>) に掲載されています。

(連絡先)

消防庁国民保護・防災部防災課

櫻井、国井、田村

電話：03-5253-7525

FAX：03-5253-7535

内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(防災計画担当)付

久保田、豊泉

電話：03-3501-6996

FAX：03-3581-7510

◆ 地方公共団体における業務継続性確保のための非常用電源に関する調査結果

(令和6年3月27日、消防庁)

消防庁では、令和5年度において、災害対策本部が設置される地方公共団体の庁舎における非常用電源に関する調査(令和5年6月1日現在)を実施し、これを取りまとめましたので公表します。

—以下省略—

- 全文は、消防庁ホームページ

(https://www.fdma.go.jp/pressrelease/houdou/items/240327_bousai_2.pdf) に掲載されています。

(連絡先)

消防庁国民保護・防災部防災課

震災対策専門官 櫻井 志男

震災対策係長 国井 淳一郎

総務事務官 田村 亮平

電話：03-5253-7525

F A X：03-5253-7535

◆ 「危険物施設におけるスマート保安等に係る調査検討報告書」の公表

(令和6年3月27日、消防庁)

昨今、各分野において技術革新やデジタル化が急速に進展しており、危険物施設について安全性、効率化を高める新技術の導入により効果的な保安を行うこと（スマート保安）の実現が期待されています。

また、規制改革実施計画（令和5年6月16日閣議決定）において、省令改正等必要な措置を講ずることとされました。

このような状況を踏まえ、消防庁では、「危険物施設におけるスマート保安等に係る調査検討会」を開催し、危険物施設のスマート保安を進めていくための方策としてAIの活用等について検討を行うとともに、危険物の流出防止のための措置について検討を行いました。

このことについて、今般、報告書がとりまとめられたので公表します。

—以下省略—

- 全文は、消防庁ホームページ

(<https://www.fdma.go.jp/pressrelease/houdou/items/c9ffee19bb231ae0c40bbe86e94dc4338c1e75d1.pdf>) に掲載されています。

<連絡先> 消防庁危険物保安室 担当：千葉、北中
TEL：03-5253-7524
E-mail：fdma.hoanshitsu_atmark_soumu.go.jp

※スパムメール対策のため、「@」を「_atmark_」と表示しております。送信の際には、「@」に変更してください。

◆ 消防庁における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領の改正案に対する意見公募の結果

(令和6年3月28日、消防庁)

消防庁は、消防庁における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領（平成27年消防庁訓令第7号）の改正案を作成し、令和5年9月30日（土）から令和5年10月30日（月）までの間、国民の皆様から広く意見を公募したところ、3件の御意見がございました。この結果を踏まえて、本日、「消防庁における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」を改正しましたのでお知らせします。

—以下省略—

- 全文は、消防庁ホームページ

(<https://www.fdma.go.jp/pressrelease/houdou/items/ddb0f2f9385ae471ebadc9cb8c63a3e404a63a5c.pdf>) に掲載されています。

(連絡先)
消防庁総務課
担当：小沼係長、小味山
住所：〒100-8927
東京都千代田区霞が関2-1-2
中央合同庁舎第2号館
電話：03-5253-7506

E-mail：fdma-s.soudan_atmark_soumu.go.jp

※スパムメール対策のため、「@」を「_atmark_」と表示しております。送信の際には、「@」に変更してください。

◆ 「住宅における電気火災に係る防火安全対策検討会」報告書の公表

(令和6年3月28日、消防庁)

消防庁では、「住宅における電気火災に係る防火安全対策検討会」(座長：小林 恭一 東京理科大学総合研究院火災科学研究所教授)を立ち上げ、電気器具類を原因とする住宅火災について調査・分析し、効果的な予防策とその広報等のあり方について検討を行いました。

このたび、「住宅における電気火災に係る防火安全対策検討会」の報告書及びポイント(別紙)を取りまとめましたので公表します。(別紙省略)

—以下省略—

○ 全文は、消防庁ホームページ

(https://www.fdma.go.jp/pressrelease/houdou/items/240328_yobou_1.pdf)に掲載されています。

【問い合わせ先】

消防庁予防課 濱田、泉、菅野

TEL：03-5253-7523(直通)

E-Mail: yobouka-y/atmark/ml.soumu.go.jp

※迷惑メール防止のため、「@」を「/atmark/」
と表示しておりますので、送信の際は、「@」
に置き換えてください。

◆ 消防法施行規則及び排煙設備に代えて用いることができる必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令の一部を改正する省令(案)等に対する意見公募の結果及び改正省令等の公布

(令和6年3月29日、消防庁)

消防法施行規則及び排煙設備に代えて用いることができる必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令の一部を改正する省令(案)等の内容について、令和6年2月1日(木)から令和6年3月6日(水)までの間、意見を公募したところ、7件の意見の提出がありました。この結果を踏まえて、本日、「消防法施行規則及び排煙設備に代えて用いることができる必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令の一部を改正する省令」等を公布しましたのでお知らせします。

—以下省略—

○ 全文は、消防庁ホームページ

(https://www.fdma.go.jp/pressrelease/houdou/items/240329_yobo.pdf)に掲載されています。

(事務連絡先)

消防庁予防課 米田課長補佐、田村

TEL 03-5253-7523(直通)

MAIL yobo_atmark_soumu.go.jp

※スパムメール対策のため、「@」を
「_atmark_」と表示しております。送信
の際には、「@」に変更してください。

◆ 「リチウムイオン蓄電池に係る危険物規制に関する検討報告書」の公表

(令和6年3月29日、消防庁)

規制改革実施計画（令和5年6月16日閣議決定）において、「消防庁は、電気自動車分野で国際競争が激化する中、欧米での事業環境とイコールフットイングとなることを目指し、国際規格を満たすなど一定の安全性を有する車載用リチウムイオン蓄電池に係る危険物規制の体系・適用の在り方について、海外の状況等との比較も含めて課題を洗い出し、安全の確保を前提に、その後速やかに結論を得る。」とされました。

また、「一般取扱所におけるリチウムイオン電池の消火設備について、スプリンクラーを消火設備とすることを可能とするため必要な措置を講ずる。」とされました。

これらを踏まえ、消防庁において、「リチウムイオン蓄電池に係る危険物規制に関する検討会」を開催し、工場等におけるリチウムイオン蓄電池に関する危険物規制等について検討してきました。

この度、報告書がとりまとめられましたので、公表します。

—以下省略—

- 全文は、消防庁ホームページ

(<https://www.fdma.go.jp/pressrelease/houdou/items/05bed287573f7224e519145b6073a9fa56ed89d4.pdf>) に掲載されています。

<連絡先> 消防庁危険物保安室 担当：千葉、北中

TEL：03-5253-7524 / E-mail：fdma.hoanshitsu_atmark_soumu.go.jp

※スパムメール対策のため、「@」を「_atmark_」と表示しております。

送信の際には、「@」に変更してください。

◆ 「危険物保安技術協会の検査員資格に関する検討報告書」の公表

(令和6年3月29日、消防庁)

危険物保安技術協会の検査員としての業務を十分行える者が検査員として活躍することを可能とするため、「危険物保安技術協会の検査員資格に関する検討会」（座長：小林恭一東京理科大学教授）を開催しました。

この度、検討報告書がとりまとめられましたので、公表します。

—以下省略—

- 全文は、消防庁ホームページ

(<https://www.fdma.go.jp/pressrelease/houdou/items/6f43bdfb33ebfabfa3fa89146903225088786cad.pdf>) に掲載されています。

<問合せ先>

消防庁危険物保安室 早川、若菜、田中

TEL 03-5253-7524（直通）

◆ 「令和5年中の救急出動件数等（速報値）」の公表

(令和6年3月29日、消防庁)

令和5年中の救急出動件数等の速報値を取りまとめましたので公表します。

—以下省略—

- 全文は、消防庁ホームページ

(https://www.fdma.go.jp/pressrelease/houdou/items/20240329_kyuki_01.pdf) に掲載されています。

連絡先

救急企画室

担当：小味、門口、相部

電話：03-5253-7529（直通）

◆ 劇場版「鬼平犯科帳 血闘」との放火防止対策をテーマとしたタイアップポスターの公開
(令和6年4月2日、消防庁)

消防庁では、「鬼平犯科帳 血闘」時代劇パートナーズ^{*1}の協力を得て、劇場版「鬼平犯科帳 血闘」とタイアップポスターを作成し、全国の消防本部等に配布します。

—以下省略—

○ 全文は、消防庁ホームページ

(https://www.fdma.go.jp/pressrelease/houdou/items/240402_yobou_1.pdf) に掲載されています。

【問合せ先】

消防庁予防課 濱田・泉・村松
TEL : 03-5253-7523

情報提供

◆ 令和6年度 調査技術会議の実施について

消防庁消防研究センター

1 目的

この会議は、各消防本部におけるさまざまな火災調査および危険物流出等事故調査の事例を発表することにより、火災や事故の原因のみならず、火災調査や危険物流出等事故調査の進め方や行政反映方策などを共有し、各消防本部の実務能力の向上を図ることを目的として実施するものです。

2 内容

(1) 消防研究センターの紹介 (消防研究センター所長)

消防研究センターで行っている業務内容、各消防本部への支援実施状況等に関する説明。

(2) 事例発表 (消防研究センター原因調査室の調整官、上席主任調査官又は主任調査官)

火災調査又は危険物流出等事故調査に関連する科学的な知識、新たなる技術等についての発表。

(3) 事例発表 (各消防本部担当者)

各消防本部において実施した火災又は危険物流出等事故に係る、調査や再現実験、見分のポイントなどに関する発表。

3 開催会場および開催日

| 開催地 | 会場 | 開催日 |
|-------|--|----------------|
| 東京会場 | 三鷹市公会堂 光のホール (東京都三鷹市野崎1丁目1番1号) | 令和6年 5月17日 (金) |
| 名古屋会場 | 伏見ライフプラザ 鯉城ホール (愛知県名古屋市中区栄1丁目23番13号) | 令和6年 6月20日 (木) |
| 仙台会場 | フォレスト仙台 (宮城県仙台市青葉区柏木1丁目2番45号) | 令和6年 9月13日 (金) |
| 札幌会場 | かでの2. 7道立道民活動センター (北海道札幌市中央区北2条西7丁目) | 令和6年10月24日 (木) |
| 神戸会場 | 神戸市立東灘区文化センター うはらホール (神戸市東灘区住吉東町5丁目1番16号) | 令和7年 1月31日 (金) |
| 熊本会場 | くまもと森都心プラザ (熊本市西区春日1丁目14番1号) | 令和7年 2月20日 (木) |

4 申し込み方法

- (1) 消防研究センターのホームページに掲載されている参加申込書に必要事項を記入し、電子メールにて各会場の申し込み期間内に消防研究センター原因調査室（メールアドレス：chousa2@fri.go.jp）まで送付してください。

| －申し込み期間－ | | | |
|----------|-------|-----------|-------------|
| 東京会場 | ：令和6年 | 4月15日（月） | ～ 4月19日（金） |
| 名古屋会場 | ：令和6年 | 5月7日（火） | ～ 5月10日（金） |
| 仙台会場 | ：令和6年 | 8月13日（火） | ～ 8月16日（金） |
| 札幌会場 | ：令和6年 | 9月24日（火） | ～ 9月27日（金） |
| 神戸会場 | ：令和6年 | 12月16日（月） | ～ 12月20日（金） |
| 熊本会場 | ：令和7年 | 1月14日（火） | ～ 1月17日（金） |

- (2) 希望者が各会場の募集定員を超えたときは、申し込み人数の多い消防本部の参加人数を調整させていただく場合があります。
- (3) 参加者の決定は、会議開催の約2週間前に各消防本部宛て電子メールにて通知します。
- (4) 新型コロナウイルスの感染状況により開催日等の変更又は中止となる場合があります。

5 その他

火災調査及び危険物流出等事故調査の発表事例を随時募集しておりますので、ご発表いただける方は、消防研究センター原因調査室までご連絡ください。

【お問い合わせ】 消防庁 消防研究センター
火災災害調査部 原因調査室 大場・下瀬川
電話：0422-49-9441 メール：chousa2@fri.go.jp

機関誌「ほのお」記事募集

一般財団法人全国消防協会では、機関誌「ほのお」に関して、各消防本部より次の投稿記事を募集しています。

①トップ・セカンド記事

②知識・技術の伝承—教えて！消防技術—

③女性職員の活躍推進

※①・②・③の執筆要領等の詳細は、週間情報（No.0516）1ページ、機関誌「ほのお」2023年4号（4/25発刊）29ページを参照願います。

TEL：03-3234-1321 機関誌「ほのお」担当：企画課 児嶋

原稿データは、kikakeikaku@fcj.gr.jpに送信願います。

④消防ワイド

【特徴】

- ・写真中心のビジュアルな広報
- ・紙媒体により記録性に優れる広報

【留意事項】

- ・文章は、Wordで100文字程度で作成をお願いします。
- ・写真は、Wordに貼り付けず、JPEG画像データを1枚送付してください。
- ・消防ワイド、週間情報の両方に投稿された場合、どちらか一方のみの掲載となります。

TEL：03-3234-1321 機関誌「ほのお」（消防ワイド）担当：企画課 岡崎

原稿データは、honoo@ffaj-shobo.or.jpに送信願います。

ご投稿をお待ちしております。

※添付ファイルの容量が5MBを超える場合は、分割して送信願います。

週間情報への投稿は企画課へ！

週間情報では、各消防本部の身近な情報を掲載していますので情報をお寄せください。

【特徴】

- ・原則毎週刊行される、速報性のある広報
- ・文章中心の情報量が多い広報

【留意事項】

- ・配信日（原則火曜日）から前2週間以内のイベント、訓練等を中心に掲載しています。
- ・文章は、Wordで200～400文字程度で作成をお願いします。
- ・写真は、1～2枚をWordに貼り付けて送付してください。
（貼り付けできない場合は、JPEG画像データを送付してください。）
- ・週間情報、消防ワイドの両方に投稿された場合、どちらか一方のみの掲載となります。
- ・掲載が決定した場合のみ、担当者よりメールを返信させていただきます。

TEL：03-3234-1321「週間情報」担当：企画課 須藤

原稿データは、weekly@fcaj.gr.jpに送信願います。